

《生活保護法指定介護機関の皆様へ》

生活保護制度における介護扶助について

1 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。介護扶助が決定された場合は、介護サービスの種類に応じた介護券を発券します。

2 ケース別の必要書類について

- (1) 新規（これまで介護扶助を利用していなかった方が、初めて利用する場合です。）
 - ・ 保護変更申請書（事前が原則なので、日付は介護扶助の開始日より以前となります。）
 - ・ 同意書（事前が原則なので、日付は介護扶助の開始日より以前となります。）
 - ・ 介護保険被保険者証の写し
 - ・ サービス利用票・利用票別表（生活保護の開始後に利用を開始する月）、ケアプラン
- (2) 更新、区分変更（更新又は区分変更に伴い、サービスや居宅介護支援事業所に変更がある場合は、それぞれの場合における書類も必要となります。）
 - ・ 介護保険被保険者証の写し
 - ・ サービス利用票・利用票別表（新しい有効期間で利用を開始する月）、ケアプラン
- (3) サービス事業所の変更（サービス事業が減る場合も含まれます。）
 - ・ 保護変更申請書
 - ・ サービス利用票・利用票別表（サービス事業所を変更した月）、ケアプラン
- (4) 居宅介護支援事業所の変更
 - ・ 保護変更申請書
 - ・ 同意書
 - ・ 介護保険被保険者証の写し（新しい居宅介護支援事業所が印字されたもの）
 - ・ サービス利用票・利用票別表（居宅介護支援事業所を変更した月）、ケアプラン
- (5) 退院時（退院に伴い、サービスや居宅介護支援事業所に変更がある場合は、それぞれの場合における書類も必要となります。）
 - ・ サービス利用票・利用票別表（退院した後、初めて利用する月）、ケアプラン

3 介護券を発券するのに必要となる書類について

(1) 保護変更申請書

介護扶助の新規申請及び変更の際に必要な書類です。被保護者が申請者となります。(事前が原則なので、日付は介護扶助の開始日以前となります。)

必要となるケース 新規 サービス事業所の変更 居宅介護支援事業所の変更

(2) 同意書

介護保険の被保険者に対する計画の作成等は、介護扶助として行われるものではないので、情報提供及び収集については、個人情報保護の観点から本人同意が必要となります。また、同意は事前が原則なので、新規申請における同意書の日付は、介護扶助の開始日以前となります。

必要となるケース 新規 居宅介護支援事業所の変更

(3) 介護保険被保険者証の写し (生活保護のみなし2号には被保険者証はありませんので不要です。)

居宅サービスを開始したり、居宅介護支援事業所を変更したりする場合は、必ず事業所が印字された(変更された)被保険者証を添付してください。

必要となるケース 新規 更新 区分変更 居宅介護支援事業所の変更

(4) サービス利用票・利用票別表 (サービス提供票・提供票別表)

《必要となるケース》	《必要月》
新規	生活保護の開始後に利用を開始する月
更新	新しい有効期間が始まる月
区分変更	新しい介護度で利用を開始する月
サービス事業所の変更	サービス事業所を変更した月
居宅介護支援事業所の変更	居宅介護支援事業所を変更した月
退院	退院した後、初めて利用する日が属する月

<問い合わせ先>

川口市生活福祉1課 適正化推進係 介護担当

TEL : 048-259-9036